

## ～初めての合同開催～

**「茨城働き方改革・労働環境改善協議会」と  
「いばらき働き方改革推進協議会」を  
合同で開催しました！**

令和3年7月14日



◀会場には働き方改革の周知用ポスターを掲示

▲ 会議の様子

▲ 好事例の動画を閲覧し情報共有を図りました

茨城県産業戦略部労働政策課と茨城労働局雇用環境・均等室では、それぞれ、国、県の立場で働き方改革推進のための、「茨城働き方改革・労働環境改善協議会」(茨城労働局)、「いばらき働き方改革推進協議会」(茨城県)を主催しておりますが、今般、趣旨、目的を同じくする両協議会を初めて合同で開催しました。

当日は、使用者団体、労働者団体、市長会・町村会、金融機関の代表のほか、各種相談支援機関（社会保険労務士会、働き方改革推進支援センター、産業保健総合支援センター、よろず支援拠点）などが一堂に会しました。

また、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予となっている(2024年4月適用)建設事業、自動車運転の業務の立場から、(一社)茨城県建設業協会、(一社)茨城県トラック協会に参加していただき、それぞれ、働き方改革の取組状況について報告が行われました。

茨城労働局では引き続き、茨城県や各自治体、各種団体と連携し、まさにオール茨城で働き方改革の推進に取り組んでまいります。

**【お問い合わせ先】**

茨城労働局 雇用環境・均等室

TEL：029-277-8295